



令和5年4月22日

調査の結果、不就学と考えられる外国人の子供の数が  
8,183人であることが明らかとなりました  
(令和4年度 外国人の子供の就学状況等調査)

文部科学省では、全国的な外国人の子供の就学実態の把握を進め、全ての外国人の子供に教育機会が確保されるよう取り組んでいく必要があることから、令和元年度に初めて全国的な「外国人の子供の就学状況等調査」を実施しました。

この度、第3回目の調査を令和4年5月1日現在で行い、調査結果をとりまとめましたので、公表します。

## 1 調査内容

- 調査基準日：令和4年5月1日
- 調査対象：市町村教育委員会（特別区を含む。）（1,741）  
※広域連合や組合設置の教育委員会については、市町村単位で回答。
- 調査方法：都道府県教育委員会を通じ、調査依頼を発出（指定都市教育委員会については、都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布）。回答はオンライン調査票もしくはエクセル調査票で回収。
- 主な調査項目：就学状況の把握状況、就学状況の把握・就学促進の取組、各種規定の整備状況

## 2 調査結果の概要

- 就学状況の把握状況
  - 学齢相当の外国人の子供の人数（住民基本台帳上の人数） 136,923人（前回調査より3,613人増加。2.7%増加）
  - 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況（下表）（※1）
  - 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると（③+⑤+⑥）、8,183人となる（前回調査より1,863人減少。18.5%減少）。（さらに④を加えると 11,455人（前回調査より1,785人減少。13.5%減少））（※2）

	就学		③不就学	④転居・出国 (予定含む)	⑤就学状況 把握できず	①～⑤計	⑥(参考) 住民基本台 帳の人数と の差
	①義務教 育諸学校	②外国人 学校					
小学生相当 合計人数	82,302	6,275	525	2,351	4,348	95,801	413
中学生相当 合計人数	33,986	2,905	253	921	2,327	40,392	317
合計人数	116,288	9,180	778	3,272	6,675	136,193	730

※1 別添資料(調査結果の概要資料)P.3の【結果を見る上での留意点】を参照。

※2 ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。(今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。)

※3 別添資料P.3の【結果を見る上での留意点】に記載のとおり、上記表①～⑤の合計と2(1)I「学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数)」の単純な比較は適切ではないため、⑥はあくまで参考値である。⑥には、⑤に計上されない「教育委員会が就学状況の確認を試みておらず就学状況が不明な者」等が含まれると考えられる。

#### (参考) 学齢相当の外国人の子供がいる地方公共団体数

- ・ 学齢相当の外国人の子供が 1人以上 いる地方公共団体数 1,240 (71.2%) 前回調査 1,214 (69.7%)
- ・ 学齢相当の外国人の子供が 10人以上 いる地方公共団体数 669 (38.4%) 前回調査 657 (37.7%)

#### (2) 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿の作成状況

※【 】は学齢相当の外国人の子供が1人以上いる地方公共団体(1,240)の状況

- I 全ての外国人の子供について作成している地方公共団体数 1,505 (86.4%)  
【1,088 (87.7%)】 前回調査 1,481 (85.1%) 【1,036 (85.3%)】
- II 義務教育諸学校に通う子供等一部の外国人の子供について作成している地方公共団体数 163 (9.4%) 【147 (11.9%)】 前回調査 193 (11.1%) 【174 (14.3%)】
- III 作成していない地方公共団体数 73 (4.2%) 【5 (0.4%)】 前回調査 67 (3.8%)  
【4 (0.3%)】

#### (3) 就学案内の送付状況(複数回答)

※【 】は学齢相当の外国人の子供が1人以上いる地方公共団体(1,240)の状況

- I 小学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している地方公共団体数 1,320 (75.8%) 【1,068 (86.1%)】 前回調査 1,320 (75.8%) 【1,043 (85.9%)】

- Ⅱ 中学校新入学相当の年齢の外国人の子供がいる家庭に送付している地方公共  
団体数 1,012 (58.1%) 【805 (64.9%)】 前回調査 1,026 (58.9%) 【787 (64.8%)】
- Ⅲ 送付していない地方公共団体数 421 (24.2%) 【172 (13.9%)】 前回調査 420  
(24.1%) 【171 (14.1%)】

3 調査結果を踏まえた今後の対応について

- (1) 令和2年に策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」に基づき、各地方公共団体では、就学状況把握等の取組が推進されたものと捉えているが、同指針に基づく取組がさらに進むよう周知していく。
- (2) 文部科学省の補助事業である「外国人の子供の就学促進事業」の活用等により、引き続き地方公共団体が行う就学状況把握及び就学促進のための更なる取組の推進を図る。
- (3) 前回調査と同様、今回の調査においても各地方公共団体における取組事例を公表する予定であり、教育委員会のみならず住民基本台帳部局等の関連部局含め地方公共団体に広く周知を行う。

<担当> 総合教育政策局国際教育課

課 長 児 玉 大 輔

外国人児童生徒教育専門官 平 山 大 輔

外国人児童生徒教育企画係長 小笠原 忠 幸

電話：03-6734-4917 (直通)